

社会福祉法人 京都眞生福祉会
グループホーム 京都指月あさがおの郷 2号館

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都眞生福祉会 グループホーム京都指月あさがおの郷2号館（以下「事業所」という。）が運営する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで食事、入浴、排せつ等の介護、心身の機能訓練を行うことにより、尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づき事業および事業所の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」および「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて実施する。

3 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

4 施設サービスに基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

5 懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

6 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム 京都指月あさがおの郷 2号館
- 2 所在地 京都市伏見区桃山町泰長老 176-5

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を配置する。

- 1 管理者 1名（管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある）

事業所の職員および業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 計画作成担当者 3名以上（共同生活住居ごとに配置し、内1名以上は介護支援専門員とする。ただし、介護支援専門員を配置できない場合は、併設小規模多機能型居宅介護事

業所の介護支援専門員と連携する)

計画作成担当者は、施設サービス計画の作成等を行う。

3 介護職員 20名以上

以下のとおりとする。

- 一 日中の時間帯：共同生活住居ごとに、常勤換算方法で3名以上配置する
- 二 夜間および深夜の時間帯：共同生活住居ごとに、常時1名以上配置する
- 三 介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供するとともに、必要な支援等を行う

4 看護職員 1名以上

24時間連絡できる体制を確保する。

(勤務体制の確保等)

第5条 利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

2 職員の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する観点から、以下に定める職員配置を行う。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を配置
- 二 夜間および深夜については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を配置

(設備および備品等)

第6条 事業所は、サービスを提供するために必要な建物および設備（居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備等）について、専ら事業所の用に供するものを整備する。ただし、利用者の介護に支障のない場合は、併設の小規模多機能型居宅介護と共用することができる。

2 前項に掲げる設備の他、サービスを提供するために必要な備品を整備する。

(入所定員)

第7条 事業所の定員：27名 ユニット数：3 1ユニット：9名

2 利用者に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね2ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者およびその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後再び当事業所を利用できるようにする。

(サービスの内容)

第8条 事業所は、利用者に対して、食事の提供・買い物・掃除洗濯等の生活サービスや排せつ・食事・入浴介助等の介護サービス、日常生活の中での認知症進行防止の取組み、その他機能訓練や健康管理等のサービスを施設サービス計画に基づき提供する。

(利用料)

第9条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当するときは、利用者負担割合に応じた額とする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 次に掲げる項目については、別表【利用料金表】に基づいて徴収する。

- 一 家賃
- 二 食材費
- 三 光熱水道費

- 四 共益費
- 五 おやつ代
- 六 おむつ代
- 七 その他費用

3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族等に対し、サービスの内容および費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

(利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの対象となる者は、要介護者等であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - 二 自傷他害（職員へのハラスメント行為も含む）の恐れがないこと
 - 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなったときは、退去していただく場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者および家族等の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行う。
- 4 利用者は、事業所内で次の各号に関する行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
 - 三 共同生活の秩序もしくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること
 - 四 建物内および敷地内で火気を用いること
 - 五 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと
- 5 利用者および家族等は、職員に対してハラスメント行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所は、サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医や協力医療機関などに連絡するなどの必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 消防計画および風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上は避難・救出その他必要な訓練を行う。（内、1回は夜間想定とする。）

(業務継続計画の策定)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修および訓練を行う。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理を行う。

- 2 事業所は、感染症や食中毒が発生、蔓延しないように感染症対策を検討する委員会を設置するとともに、介護職員等への周知徹底、指針の整備、職員研修の実施（年2回以上）等の措置を講じる。

(協力医療機関との連携)

第15条 利用者が入院治療等を必要とする場合に、あらかじめ協力医療機関等を定める。

- 2 協力医療機関は、恵心会 京都武田病院 とする。
- 3 利用者の病状が急変した場合等には、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
- 4 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。
- 5 入院後に病状が軽快し、退院が可能となった場合においては速やかに再入居できるよう努める。
- 6 年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の急変時の対応等について確認する機会を設ける。
- 7 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を迅速に対応できる体制構築のため、その対応についての協議を行う。

(情報の開示)

第16条 事業所内掲示およびインターネット上にて、この運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料、財務状況その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を公開する。

(秘密保持等)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。
- 4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱う。

(苦情処理)

第18条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村からの求めに応じて次の通り対応する。
 - 一 文書その他の物件の提出もしくは提示
 - 二 質問もしくは照会
 - 三 利用者からの苦情に関する調査への協力
- 3 事業所は、市区町村から指導または助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行

う。さらに求めがあった場合には、改善の内容を報告する。

- 4 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第19条 事業所職員、利用者、利用者家族（身元引受人含む）、地域包括支援センター職員、地域住民代表等、福祉介護に精通した第三者等で構成した運営推進会議を設置し、定期的な会議を行う（概ね2ヶ月に1回以上）。

(事故発生時の対応)

第20条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族および関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生したと判断した場合は、加入している損害賠償保険にて対応する。

- 2 事故の発生またはその発生を防止するために、事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止の指針やマニュアルを整備するとともに、必要な措置を講じる。

(利用者の人権の擁護、虐待の防止の適正化)

第21条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、必要な措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束の適正化)

第22条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て、身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、必要な措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
 - 二 身体的拘束等の指針を整備する
 - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う

(生産性の向上)

第23条 事業所は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出

および分析したうえで、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会を設置し、必要な措置を講じる。

- 2 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催する。
 - 一 現場における課題を抽出および分析したうえで、事業所の状況に応じた必要な対応の検討を行う
 - 二 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策の検討を行う

(反社会的勢力の排除)

根拠規定（京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行）

第24条 事業所はサービスの提供にあたり、サービス利用する者または家族（または身元引受人）等が次の各項に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所の会計は他の会計と区別し、会計期間は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

- 2 事業所は職員に対し、認知症対応力向上の為等の研修の機会を確保する。
- 3 事業所は、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び、計画作成担当者等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表しなければならない。
- 4 提供する介護の質の評価を行い、定期的に外部の評価を受けて、結果を公表し、常にサービスの改善を図る。
- 5 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

2018年	3月31日	施行
2020年	4月 1日	改定
2021年	4月 1日	改定
2021年	12月1日	改定
2024年	4月 1日	改定